

## 郵政民営化に関する特別委員会

平成十七年七月十五日（金曜日）（未定稿）

**峰崎直樹君** 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

今日は、江田委員に続きまして郵政民営化に関して質問させていただきたいと思いますが、ちょうど、江田委員、最後に修正案について伺われたわけです。ちょうどよかったなと思っています。

改めて、小泉総理、一昨日ですか、本会議において随分あの質疑に対して、修正案に対するとらえ方が柔らかくなったというか丁寧になったといえますか、非常に変わっていると思うんですね。

改めて、この修正案が衆議院においてなされた、このことについて、手短で結構ですから、まずその点について総理の見解をお伺いしたい。

**内閣総理大臣（小泉純一郎君）** 衆議院の段階で修正案が出されまして、これは今までの政府の骨格、基本方針というものの議論の中で、まだまだ国民に対して、郵便局がなくなるのではないかと、あるいは郵貯サービスとか保険サービスとかいうのがなくなるのではないかとというような不安といえますか懸念が出てまいりました。

そういう議論を踏まえて、この不安感といえますか懸念を払拭する必要があるという議論を真摯に受け止めて、骨格、基本方針は変えないで、どうして明確にしたらいいかということで出された修正案でありますので、私は、ああ、いい知恵を出してくれたなあといってこれを真摯に受け止めて賛成の結果、今、参議院で御審議いただいているということでもありますので、こういうことに対しまして誠意を持って対応していきたいと思っております。

**峰崎直樹君** 誠意を持ってとか誠実にとかというのは、それはまあ形容詞ですから、是非それはそう願いたいんですけど、問題は中身なんです。

そこで、小泉総理、衆議院の段階において総理が各質問にどう答えていたかということ、ちょっとこれ、繰り返してみたい。

これ、衆議院の平成十七年の七月四日、我が党の原口委員に対して、原口委員が、総理、修正案について、文言を変えただけで実質的な中身は変わらない、こういう考え方でいいですかと。小泉総理、そのとおりであります、実質的な内容は変わっておりません、文言は修正いたしました、こうおっしゃいました。

続いて、これは社民党の横光委員に対して、もっと、同じような質問に対して、私は、過日、これ、小泉総理の発言ですよ、私は、過日、修正を考えていない、それをはっきり言いました。で、ずっと行って、こういうふうに言っていますよ。骨格も基本方針も中身も全然変わっていない。字句の修正、今までの国会答弁で分かりやすくする修正や不安感をなくする修正ならば結構です。中身は全く変わっていないんです。形式的に字句の修正

はありますから、その字句の修正というものを自民党の皆さんが評価していただいて賛成しようということですから、これはいいことだと思いますと。まだずっと続くんです、これね。

例えば、原口委員が続いて、修正案の文言を変えただけで中身は変わらないと、こういうことで、中身の問題について、例えば原口委員が、銀行業、生命保険業の代理業務を例えばこれ例示していますけれども、修正案は、後で私もこのことについて指摘をしようと思うんですが、中央政府が保険業あるいは郵便貯金業、これを中央政府の責務としてやることには反対でしょうと。そうしたら、総理は、それは義務付けがないということで郵便局がそういう仕事ができるということなんですよ、親切でしょうと、こういうふうにおっしゃったんですね。

そこで、総理が答えられる前に修正案提案者にお聞きします。こういう総理の言葉を受け止めて、修正案提案者としてそれが真意だったのか。その点について、修正案提案者からまずお聞きしたいと思います。

**衆議院議員（山崎拓君）** お答えいたします。

総理の衆議院の特別委員会における答弁を私ずっと拝聴をいたしておりましたんですが、私が酌み取りました総理の真意というのは、この修正案につきましては、野党は関係ないとおっしゃるかも分かりませんが、政府、与党合意に基づきまして今回の法案が提出をされました経緯がございますが、その政府、与党合意を踏まえまして、その合意の枠内で、私どもはその合意の中で法律化されていなかった部分について特に法律に明記した方がいいと考える部分を採用いたしまして修正を行ったという経緯でございますから、したがって、政府、与党の合意を尊重してと、そういう意味合いで今回は基本的なものは変わっていないということを答弁されたわけでございます。

**峰崎直樹君** 真意をおもんばかってとか言っておられますけれども、先ほど私が口頭で述べたようなことをずっとおっしゃっていて、何にも変わっていないんですよ。要するに、この骨格も基本方針も中身も全然変わっていないんだと、こういうことを言っている。ただ安心させるだけだ、言葉変えただけだ。それ総理、やっぱり同じようにここでそういう考え方だということなんですかね。

もう一遍、総理としてその修正案に対する見解を、先ほど聞きましたけれども、このような考え方は間違っていたということなんではないでしょうか。それとも、先ほど親切に丁寧にと、随分丁寧に答えられました。修正をしたことについての精神は、衆議院ではどうも木で鼻をくくったような言い方をしたけれども、それはどうも反発を招いたようだから少し言い方を変えると。しかし、中身は変わっていない、こういうことなんですか。

**内閣総理大臣（小泉純一郎君）** それは骨格、基本方針、中身は変わっていないんです。ただ、その答弁だけでは不安があるから、そういう点は修正することによって不安感を払拭した方がいいと。字句も例示として今までなかったものを挙げた方がいいとか、あるいは検証よりも見直しという言葉の方がいいんじゃないとか、そういう点については骨格、

基本方針変わらないんですから、私もそんなに頑固とかかたくなじゃないから、中身も変わらない、基本方針も変わらない、そして不安、懸念が払拭されるんならそれはいいことだなあと、これはやっぱり真摯に受け止めて対応しようということで了解を受けまして参議院で今審議を行っているところでございます。

衆議院議員（柳澤伯夫君） これ、ちょっといきさつがありまして、峰崎先生にもお話を申し上げます。

それはどういうことかといいますと、まず、我々政府と与党の間では法律原案を作るときからもうこれはもうさんざっぱら議論しました。原案でもある程度与党の要求を受け入れた原案になっておりました。しかし、その後また政府・与党の協議がございました。そうして、法律案を出す寸前の四月二十五日に合意をいたしまして、それで今度は張り紙の作業をするぐらいに直前の改正も行われたわけでありまして。

そうして、その後、また議員で、各委員会での論議がありましたので、そういうようなものについてこれは法律に上げるべきではないかと、こういうようなことをいたしたわけでありまして、大体その議論のテーマは、その利用者の立場からする設置基準とユニバーサルサービス、それから経営者の観点からする一体的経営の問題、それから最後に、まあこれ非常に大きな改革だから念には念を入れた方がいいじゃないかということで三年ごとの見直し、大体もうテーマは同じでございました。

で、その三つの、大別して三つのテーマについて、それぞれの段階での議論の結果、これを法律化すべきか、あるいは国会答弁で対処するか、あるいは定款で対処するか、そういうようなことをやりましたので、総理にしてみますとほとんど同じテーマについてこれを法律化するかというようなお感じを持たれたとしても、これはもうある意味で当然の私は印象であったというふうに、ちょっと表現は我々からするとちょっと立つ瀬がないなというような表現もありましたけれども、しかしながら、しかしながら、実態がそういうものであるということで、我々は別にそれに異を唱えるというようなことは一切しなかったということでございます。

峰崎直樹君 済みませんけれども、ちょっと時間がそれほどないものですから、短くしていただきたいと思うんです。

総理、私は、この今おっしゃっていることを総合すると、要するに自分が衆議院で言っていることは、まあ正にそのとおり言っているんであって、やや立つ瀬のないような表現もあったということなんでしょうが、いずれにせよその本質的なものは変えていない、文言変えて安心感持たせたただけだ、こう理解していいですね。その点、今、うんとうなずかれましたから、それは確認いたします。よろしゅうございますね。

賛成か反対か、それだけで答えてください。時間ありません。

内閣総理大臣（小泉純一郎君） 今まで不安なり懸念があったところを、それを払拭するように、明確にしたということでございます。

峰崎直樹君 さて、そこで、余り総論のところばかりやっても、各論に入りましょう。

法律にしたら変わったんだというんですね。

そこで、私、恐らく、もう今日たくさんの質問を用意したんで、もしかしたら全部、足りないかもしれませんが、最初に、何のためにいったん処分した貯金会社、保険会社の株式を再び所有して相互持ち合いをするのか、この修正というのは何のためになされたんだらうかなど。総理、これは、どの、何のためになされたんですか。

**国務大臣（竹中平蔵君）** 基本的には、まず、国の信用を断ち切って、関与を断ち切っていただくという観点からこれは処分していただく。そういうことによって民間と同じ対等の民有民営の企業になっていただくわけでございますけども、その後、経営の判断でそれを更にいろんな形での提携関係を持ちたい、これは、この場合に、民間の企業として今度はほかの民間の企業と同じような判断をこれはしていただく必要はあるわけでございます。そういうことが経営判断としてもし郵便局会社と銀行の間で、そういう提携関係を持つ以上、何らかの資本関係を持ちたいということをもし判断されるのであれば、それは、それを駄目だというような形で無理に規制するのはおかしい。他の金融機関についても同じような形でそれを可能にするような仕組みをつくっておく方がいい。これは正に民営化の意味である、民間と同じにさせていただくということでございます。

そのために、それを確実にするための幾つかの修正もいただきました。具体的には、株主権の連続的な行使のために、これは株主の名簿を確定する基準日をどうするかという問題が出てまいりますけれども、それについて私たちは当初それを定款で明示するということを考えておまして、それを国会でも答弁をさせていただきました。それに対して、じゃ、定款に書くということを法律でしっかりと書いた方がよいという御修正をいただいたわけで、これは確かにそうすることによってその趣旨はより明確になりますし、法律に明示することによって、そういった経営の判断に基づいてそういうことをしたいという場合に、それがしっかりと可能になったと。そのような修正が行われたということでございます。

**峰崎直樹君** 今のお話を聞いていて、竹中さんですね、大臣ですね、五月、これ三十日ですか、衆議院の対北川委員との間のやり取りでおっしゃっていることをずっと、議事録をちょっと引っ張り出してみたんですね。完全処分とは、売却とは異なりまして、国の関与を断ち切るために、国の出資する日本郵政株式会社がその二つの銀行と保険の議決権を有しない状況とすることを意味しているわけでございますと答弁しています。

つまり、これは、修正案は議決権の連続的行使が可能な内容にするという中身なんですね。あなたは、この五月三十日に対北川委員におっしゃっているのは、議決権を有しない状況をつくるんだということなんですね。何かこれ、言っていることが違う、変わっているんじゃないですか。その点、私としてはどうもよく分からない。

そこで、提案者の、修正案の提案者にお聞きしますね。このいわゆる改正というのは何のためにやられたんでしょうか、修正案。その点について説明をまず求めておきます。

**衆議院議員（柳澤伯夫君）** これは、先ほど竹中大臣が御答弁になられたように、最初

持ち株会社が持っている株というのは、まあ言わば国有時代の言わば名残。その実効の面でいえば、効果の面でいえば、管理支配のためとも思います。それをいったん解消した後、これはいろんな、会社、民間会社ですからポートフォリオ投資として考えることもあるでしょうし、なかんずく取引先との関係では取引関係の安定、こういうようないろんな目的のために株を持ち合うと、あるいは持つということはある程度あり得るわけでありまして、この会社についてもそういう通常の民間会社が行うような株の取引というのは当然認められるべきであると、そういうことをあえて否定すべきではない、こういう考え方で、その点を明らかにするために改正をいたしました。

**峰崎直樹君** 実は、一回売り払っちゃってもう一遍買い戻しますと、こういうやり方をするんですね。

そうすると、これ、経営者、経営やっておられる、麻生先生なんか経営をやっておられますから、伊藤大臣もやられていました。これ、自分たちが、もうほぼ民有民営の極限状態まで来たと、あと何%かは所有しているかもしれないけれども、株式売買が何%まで来ている。これ全部売っ払わないでも、もうそのまま持っていていいじゃないかと。売っ払えば、その分、売買すれば売買益が掛かってきて、これ当然のことながら税金掛かりますよね、キャピタルゲインあるいは法人税掛かってまいります。

わざわざ法人税を払って、また今度買い戻す。これ、買い戻すということが分かっている、何%買い戻すか私知りませんが、その買い戻すということが分かっていたら、これは値上がりするなと思ったら、当然これ格好のえじきになりますよね。そういうような見え見えのやり方をなぜ取るんだろうかな。これは、言ってみれば国民に対して、国民の資産ですから、当然のことながら、その私は裏切りになっちゃうんじゃないかなと。

とすれば、もうある意味では民有民営、一〇〇%、全部売っ払うという状態になってもう一遍買い戻す。こういうやり方に対して、私自身はこれは経営のやり方としていかなものかなと思っているんですが、そういうことについて、竹中大臣、問題だというふうに思われませんか。

**国務大臣（竹中平蔵君）** そもそも、なぜこれを本当に完全処分するかということは、これは決して経営者のために処分するしないという問題ではございません。これは制度として、これは銀行、保険会社、これがほかの銀行やほかの保険会社と同じ条件になっただけかなければいけないということで、これはイコールフットィングのためにこれは国の関与をまず断ち切っていただくということをするわけでございます。

そして、その後、今、峰崎委員は、その後買い戻すと分かっていたら、値段、プライシング云々というお話ございましたが、そのときに買い戻すかどうかというのは、これは正に経営の御判断です。一体的な経営をするに当たって、いろんな形での一体的経営が考えられます。株をある程度持つということも、そのうちの選択肢の一つとしてはこれは当然考えられますから、それを排除することはしないというのが今回の法律の趣旨でございます。

いずれにしても、これはまずルールとしてイコールフットイングを実現するために、これは是非とも真の民有民営を実現していただかなきゃいけない。つまり、国の信用、関与を断ち切っていただかなければいけない。しかし、いったん民営化された後は、他の民間と同じ条件が適用されるべきでございます。その範囲において、もちろん特殊会社には特殊会社の制約がある、一方で銀行法の制限、その他の法律の制限がある。それらを守っていただいて、経営判断が必要であることはやっていただけるようにする、そのような制度設計になっております。

**峰崎直樹君** ちょっと視点変えます。

「郵政民営化の検討に当たってのポイント」ということで、平成十五年十月三日、経済財政担当大臣竹中平蔵さんが五原則出している。そこで整合性の原則ってあるんです。整合性の原則というのは、今やっというらっしゃる構造改革のいわゆる全体との整合性の取れた改革を行いますと、五項目にこういって書いてある。

そうすると、今、金融市場改革をめぐって株の持ち合い、これはできるだけ解消しよう、ということじゃないですか。民間もやっているから、民間と同じようなことをやっているから、じゃ、それは新しい事業だってやれるんだよと。

私は、どうも小泉内閣のやっている、竹中さんが一枚看板の言っている構造改革の中の整合性の原則と小泉改革が進めているいわゆる構造改革にこの持ち合いというやり方は逆行するんじゃないか、私はそういうふうに思うんですが、それは逆行するんですか、しないんですか。これ、イエスかノーかで教えてください。

**国務大臣（竹中平蔵君）** 整合性の原則というのは、これは正に私が提唱したものでございますが、これは金融改革や財政改革とその方向性を一にさせるといってのもでございます。

財政に関して言うならば、今、財政改革しなきゃいけないときに国庫の負担をさせないということも必要でございましょうし、金融に関しては、しっかりと健全な競争をしていただいて、その競争の中で金融システムそのものを活性化していただく、それが正に構造改革の方向でございます。

今回、今の持ち合いに関して申し上げるならば、これはどのような株を持つかどうかというのは経営の判断等々でいるんな形でございます。一般論としては、これまで持ち合いが少し行き過ぎていたから、それについては少しそれを手放そうというのがここ数年の動きであるというふうに考えております。

しかし、法律で他の民間企業の常識の範囲内でのこの株の処分というのを禁止しているわけではございませんから、民営化された企業においてもその一般的なルールの下でしっかりと判断をしていただくということになるわけでございます。

**峰崎直樹君** がっかりしました。改革の方向と全く逆の方向を、いや、民間もやっているんだからそれやっというっていいじゃないかと、この言いぐさは私ないと思うんですね。そういう意味で、私は、いわゆる修正をされたけども、この修正の意味一体、一体何だった

んだらうかなということも依然として分かりません。

恐らく今日はNHKテレビ見ていらっしゃる方は、ちょっと余り専門的なところ入ったんで、何の議論しているか分からないところから入っちゃったなと思って、ややちょっと反省しているんですけども。

郵便局というのを、実は私、昨日ですか、知床が世界遺産になったということで大変私も喜んで、北海道人ですから。あのウトロとか羅臼に私、二年に一回は必ず行くことにしているんです。それは決して遊びに行っているわけじゃなくて、その職場に行って、地域の人たちに会って話を聞くわけです。必ず郵便局に寄ります。

そういう意味で、大変うれしいわけではありますが、問題は、地域に行くと、特に離島とか先ほどお話ししたウトロとか羅臼とか、そういう地域に行くと、郵便局というのは私はライフラインだと思うんです。

総理、横須賀だとですね、私、広島県の呉ですから同じように戦前の海軍の町ですけども、余り郵便局というのはどの程度の存在感あるか分からないんですが、過疎に行く、あるいは離島に行くと、もう本当に郵便局というのはライフラインだなというのがよく分かるんです。そういう意味で、今質問していることって全部、このネットワーク網はとにかく残していきたい、維持していこうということはこれは共通しているわけですけども、本当にこれは、郵便事業とそれからその金融事業を分離して分社化をしていったら、本当にこれ残せるんでしょうかねというところの問題を実は最大の問題として私たちは今回当たっているとと思っているんですよ。

もちろん、分離するときの規模の問題というのがありますから、それはまた別の問題、大きい問題としてあるんですが、その意味で、私はやはり、今規模の問題というお話を申し上げましたけれども、こうして今郵便局の、郵政民営化が進んで株の持ち合いが行われるようになったときに、これ今日は公正取引委員会にもお見えいただいておりますけれども、あるいは金融担当大臣にもお答えいただきたいんですが、いわゆる相互持ち合いをして巨大なコングロマリットができてしまうんじゃないかというふうに思うんですが、そのことによって独占禁止法あるいは銀行法、保険業法、様々ないわゆるこの法案との関係が出てくると思うんですけども、その点に対してそれぞれどのようにこのことに対して対応されようとしているのか、お聞きしたいと思います。

**国務大臣（伊藤達也君）** お答えをいたします。

修正案によって銀行法等に問題が生じないかと、こうしたお尋ねをいただいたわけでありまして、修正案における株式の持ち合いにつきましては、現行の銀行法、保険業法等の枠組みの下で、他の民間金融機関の株式と同様に、郵便貯金銀行、郵便保険会社の株式を取得することを可能といたしているわけでありまして。

その場合も、郵便貯金銀行等は、他の民間金融機関と同様に、他業禁止や子会社の業務範囲規制等を定めた銀行法等の金融関連法令に従って業務を遂行することになりますので、修正案におきましても現行の法令に反した取扱いがなされるということではございません

ので、銀行法上の問題が生じることはないというふうに考えております。

**政府特別補佐人（竹島一彦君）** お答え申し上げます。

独占禁止法上問題になりますのは、独占禁止法の九条で禁止をしております事業支配力が過度に集中するかどうかということでございます。

それで、株式を持ち合うことによって金融コングロマリットになるのではないかということをおっしゃいますが、これは一概にはそうは申し上げられないので、要は、資本の持ち合いが、実質子会社、すなわち我々がガイドラインで示しております二五%未満、逆に二五%以上を超えて株を持たれる、又は持つということになりまして、かつ金融会社の郵貯会社なり保険会社の活動の質量を見て、それが都市銀行ないしは大手生保、生命保険会社のそれと同等であるという判断がなされる場合は、当然、この二五%の持ち株のガイドライン、これを守っていただく必要があるということございまして、その点に関して、官民、正にイコールフットイングで臨ませていただくつもりでございます。

**峰崎直樹君** 独禁法については本当は、後でまた質問が続くと思いますので、本当はもっと突っ込みたいところなんですけれども、ちょっと銀行の問題言います。

さっき、今、他業禁止とおっしゃいましたですね。これ、事実上の相互持ち合いやっででき上がったら、これ金融持ち株会社ですよ。そうすると、郵便貯金銀行、郵便簡易保険銀行、そして窓口銀行、それから郵便銀行と、こう金融のいわゆる持ち株会社ができて、そこに様々な他業、金融と直接関係のない業をやっているんです。やるんですね、これ。これができ上がるわけですよ。そうすると、これはさっき言った他業禁止ということとどう関係するのか。

もう一つ、実は、それを見て、そうかと、今度の郵便の改革でそういうものができるんなら、今度は民間の銀行業の皆さん方も、じゃ同じようにそういうものをつくっていったいいんだねと、あるいは今度は製造業の皆さん方が、いや、銀行の業務に入っていくいいんだねと。そこに独禁法上の縛りがあるかもしれないけれども、そういうものがこの我が日本の中にでき上がってくるんじゃないかと思うんですが、金融担当大臣、そこに対する警戒感というか問題意識というのはお持ちなんでしょうか。

**国務大臣（伊藤達也君）** 恐らく、委員がコングロマリット化して弊害が生じるのではないかと心配されているのは、恐らく窓口会社の問題で御心配になられているのではないかとこのように思います。

確かに、今回、郵政民営化することによって郵便局株式会社は幅広い事業分野へ進出することが可能となるわけでありましてけれども、そもそも銀行法上は銀行が他業を営むことを禁止しているのは、他業のリスクから銀行の本業を遮断することが主な観点であります。

一方、銀行代理店は銀行本体とは別法人の販売チャネルであり、銀行本体とは異なり、預金債務等を直接負う存在ではございません。したがって、銀行法上は銀行代理店については兼業を一律に禁止するものではなく、代理店の健全かつ適切な業務が確保できる限りにおいて、内閣府令において代理店の種類ごとに兼業の可否を規制をいたしているところ

でございます。郵便局株式会社が銀行代理店となる場合には、従来から公社において郵便業務との兼業を行っており、民営化後もその人的、物的資産、そしてノウハウというものを承継すること、そして、郵便局株式会社は特殊法人であり、主務大臣が監督をしていること。こうしたことから、兼業を行っていても健全、適切に代理店業務を行うことができると考えております。

ただし、この場合でも弊害防止措置は必要でありますので、抱き合わせ販売等、優越的地位の濫用の禁止でありますとか、あるいは情実融資、こうしたことを禁止するための処置を内閣府令において講じていきたいというふうに考えているところでございます。

また、民間銀行との関係のお尋ねもございました。

民営化後の郵便局株式会社については、委託元が郵便貯金銀行である場合と一般の民間金融機関である場合のいずれも、内閣府令を改正することによりまして銀行代理店となることができるように処置する予定でございますので、そういう意味では、民間金融機関とイコールフットイングが図られるところであるというふうに考えております。

他方、さらに、一般の事業法人が銀行代理店となることにつきましては、これは郵便局株式会社のように社会的信用やあるいは業務遂行能力があることが必ずしも明らかではございませんことから、郵政民営化とは別に、一般的な金融制度の在り方として、参入規制など銀行法を改正することにより処置することを検討をいたしているところでございます。

なお、銀行本体につきましては、代理店とは異なり自ら預金債務を負う存在でありますので、他業のリスクから銀行の本業を遮断する必要があるため、他業禁止は今後とも維持していく考え方でございます。

[峰崎直樹君](#) とにかく長くしゃべられたんで、なかなかもう頭の中にすぐ入ってきませんのであれなんです。

実際、これ持ち株会社というふうになっていくと、銀行業と他の業との間にリスク遮断をすと言いましたよね。これ、例えばですよ、これは本当はもうもっと具体的に入っていかなきゃいけないんですが、郵便貯金銀行がいわゆる手数料をいわゆるネットワーク会社、郵便局ネットワーク会社とか、そういったところにどういう金額を支給するのかということについて、これ下手すると利益操作といたしますか、本来ならば、そこで持ち株会社の方は、いや、どうもネットワーク会社が危ないから、おまえのところの手数料少し高めにしてやれとか、そういう意味で、手数料水準だとかなんとかというものが極めて操作されやすい。本来の独立性の、独立性基準といたしますか、それが相互にやることがどうやってチェックできるかという点で私は非常に危惧を持っているんです。

その点は、時間がありませんので、これも今後論議をしていきたいという大きな課題だと思っておりますので、それは次に回したいと思って、次に修正案の第二点目に入りたいと思います。

郵便局会社の業務範囲の問題です。

要するに、郵便局の業務範囲を修正をされましたですね。どういうふうに修正をされた

のかといいますと、郵便局を活用して行う地域住民の利便に増進する業務として、銀行業、生命保険業の代理業務を例示した。これは十年間、これからの移行期間というか、民営化になるまでのいわゆる郵便局に簡保も保険会社もそれから貯金会社も置きますよと。これは、置きますよということについての義務付けは、これは私ども法律によって承知しているわけでありませう。

問題は、その後の問題も含めて、地域住民の利便の増進に資する業務として、銀行業、生命保険業の代理業務を例示した。

そこで修正案の提案者にお聞きしますが、これは、要するに、そういうことを置くことができるであって、置かねばならないということじゃないんですよね。そうすると、みんな何を心配しているかということ、将来、やっぱり郵便局というのは三事業一体で実は事業は黒字でずっと維持してきた、これは分割されてくると、その中が一体うまくやっていけるんだろうかなと、そういう非常に心配を持っているわけです。

郵便事業の中で一番の稼ぎ頭は、郵貯とそれから次いで簡保かもしれませんね。そういう意味で言うと、本当にこのまま郵貯、簡保が独立してしまうと、実は十年までの民営化移行まではいいけれども、そこから先について、郵便局が本当にそういうものでネットワークとして存続できるんだろうかと。そのために実はこれを法的に付けられたわけでしょう。本当にこれは、じゃ十年先民営化されて以降も必ず郵便局はそのネットワーク網の中に郵貯や簡保、ちょっと今の言葉で言いますが、郵便貯金会社も保険会社も、郵便保険会社もこれは必ず出店、出店をするんだよと、こういうことで我々は理解してよろしいんでしょうか。ここは修正案提案者をお願いしたい。

**衆議院議員（榎屋敬悟君）** 委員のお尋ねは、正に郵便局の金融サービスについて、移行期はともかく、それから先、今回修正したことによって将来にわたって本当にきちっとやってくれるのかと、必ず実施されるという期待をしていいのかと、担保になるのかというお尋ねかというふうに思いましたけれども、これは随分この委員会でも議論ありましたけれども、結局のところ金融サービスについては義務付けはしないと、こういう結論でスタートいたしまして、しかしそうは言っても、委員がおっしゃるようにみんな心配しているわけでありませうから、重要性もあるわけでありませうから、我々は正に地域住民の利便の増進に資する業務と、その例示として金融サービス、郵貯、簡保を、代理店業務を例示をしたということでありまして、これはじゃ将来どうなるのかということになりますと、ここは例示をしたわけで義務付けではない、これは確かでありませうが、しかしながら、ずっと竹中大臣等が答弁されておりますように、我々はこれを例示することによって国民の不安を払拭することができる。

じゃ、実際どうなるかということになりますと、実態的に代理店契約とそれからそれ以降のことについては、やっぱり店舗網なんというのはないわけでありませうから、そこは当然ながら期待をされるだろうと。そして、地域貢献基金の仕組みを入れたと。さらには、一体的な経営ということも我々は判断をさせていただいたわけでありまして、そういうこ

とで期待ができるというふうに考えているわけでありませぬ。

**峰崎直樹君** それと、ちょっとその中身見て私も驚いたんですけども、実は地域住民の利便増進に資する業務として銀行業、生命保険業の代理業務と書いてある。そうしたら、これは正に民間の、民間といった場合、もうそのときは民間になっているのかもしれないが、そうすると郵便貯金銀行や郵便保険会社以外の金融業だって足りるということになっちゃうんですね。

そうすると、よろしいですか、そうするとこれどういうことになるかということ、本当にじゃ、地域で郵便貯金あるいは簡易保険というものをやっていた人たちが、それは、それもあるかもしれないけれども、あるいはそれはなくなるかもしれないけれども、ほかの信金、信組のもしかしたら貯金があるかもしれない、代理店になるかもしれない、あるいはどこかの生命保険会社の代理店になるかもしれない。それがあればいいんだということ、こういう修正をなされたんですか。

**衆議院議員（柳澤伯夫君）** あればいいんだということではなくて、もちろんさっき言った郵貯銀行、それから保険会社、郵便保険会社、この仕事は今梶屋委員が言ったようにほかのいろんな手だてでできるだけ事実上担保しよう、法律上は無理だけれどもと、こうなっています。しかし、じゃその他の民間の保険会社だとか金融機関の仕事は排除するかということ、排除しません。それは、窓口会社、あるいは、今や郵便局会社と言うんですが、郵便局会社の言わば場合によっては収益源として期待できる場所かもしれない、我々はそのように考えているわけでありませぬ。

**峰崎直樹君** そうすると、これ、私たちの大きな目標というのは郵便局網のネットワーク網を維持するということですよ。そうすると、この郵便局網のネットワーク網は、法的にいろんなことをおっしゃっているけれども、財政的に見たときにこれは維持可能なんでしょうかね。

この点、修正案の皆さん方というよりも、どちらかといえばこれは執行部の側と申しますか政府側の方で、財政的にも大丈夫だ、任しておくと、こういうことでオーダー出せませぬ、出せませぬか。

**国務大臣（竹中平蔵君）** まず、何と申しましても郵便そのもののユニバーサルサービス義務が課されておりまして、そのユニバーサルサービスの義務を支えるものとして郵便局のネットワークというのが必要でございます。切手も買えなければいけない、書留も受け付けていただかなければいけない、そういった窓口業務を行うものとしてこの郵便局の設置を、あまねく全国で利用できることを旨として設置を義務付けるということを法律でまずしっかりと担保するわけでございます。その上で詳細な設置基準を省令で作るということを考えているわけでございます。

それに対して、これ当然のことながら省令も法律でありますから、これをしっかりと守っていただくこととなります。この会社は特殊会社でございますから、この省令を守っているかどうかということに関しては、当然のことながら特殊会社に対する監督大臣、総務

大臣の一般監督権限が及ぶところでございます。その中でしっかりと、これ、省令が守られていない場合にはそれなりの行政上の措置もとれるような仕組みになっているわけでありますから、それはしっかりとやっていただく。

加えまして、郵政民営化委員会をつくりましますけれども、これはいろんな民営化の進捗状況を見るわけでございます、レビューするわけでございますが、その中に郵便局の設置の状況等々もしっかりとそれも含めてレビューをして、これ、必要なことについては国会にも御報告をすると、三年ごとのレビューについてはこれを国会に報告するということにもなっておりますので、そこは二重三重にしっかりとそういうものが担保されるような制度設計にしております。

**峰崎直樹君** 財政的に大丈夫だと、つまり郵便局ネットワーク網は、ある意味では皆さん方心配するけれどもそれは財政的にも担保されていきますと、こういう理解でよろしいのかどうかということをお願いいたします。

今、今のお話、るる聞いていました。そこで、先ほどもちらっとおっしゃっていた基金の問題ともちょっと絡むのでお話ししたいんですが、今、一兆円から二兆円にまで修正されたわけですね。そうすると、この一兆、まあ要するに基金はどういうときに発動されるんだろうかな。

これ郵便局網で、地域貢献基金とかあるいは社会貢献基金とかという表現がありました。このいわゆる対象になるものというのは何なんだろうかということについて、ちょっと。

**国務大臣（竹中平蔵君）** 地域貢献、社会貢献、それぞれでございますが、分かりやすい例として地域貢献の例でお話をさせていただきたいと思っております。

先ほどから峰崎委員御懸念のように、これ本当に全国津々浦々の郵便局で、郵便局を設置する基準は作ったとしても、そこで本当に金融サービスが提供されるのかと。我々は、まずそれが可能であろうと、その仕組みをつくっているつもりでございますが、それでも過疎地の最前線の郵便局等々で、これやっぱりちょっと採算に合わないから、その金融業務、銀行業務、代理業務はもうちょっと銀行の方からしても困ると、そのような状況になった場合、これは社会貢献としてしっかりとそれを続けるような枠組みをつくろう、そのために基金を使えるようにしようということでございます。

まず、これ、社会貢献計画というのを局会社に作っていただきます。この局会社が社会貢献計画を作るに当たっては、地域の有識者の意見をしっかりと聴いて現状を把握した上で、正にその地域の方々がどのような地域貢献を求めているかということもしっかりと把握する。そして、それについては、その地域、十分にそれを配慮するという配慮義務を課した上で主務大臣がその計画を認可するという形になっております。その上で、基金を、基金枠を、基金を積むわけですが、その運用益でもってその必要なコストを賄えるような、これはもう試算等々また後ほど御説明があるかもしれませんが、そのようなしっかりとした仕組みをつくったわけでございます。

**峰崎直樹君** その中身なんですよ。私は、この中身が、要するに一兆円で、衆議院

の議事録を読みますと、一・八%の金利で回ると。これは一・八%が当たっているかどうか分かりませんが、この中で、地域貢献基金を百二十億、社会貢献基金を六十億と、こう想定されたわけです。そして、二兆円に上げたというのは、何で上げたのかと調べてみると、一兆円だと金利が一・八のときはいいけれども、一%を切るような金利になったら困るから二兆円まで上げたというんです。要するに、支出する金額の上限が決まっているんですよ、社会貢献基金六十億、地域貢献基金百二十億。

百二十億で全国の二万四千七百の郵便局の過疎地におけるその赤字といたしますか、大変な状況というのは、これはちゃんと十分やっていけるんじゃないかな。

**国務大臣（竹中平蔵君）** お答えする前に、先ほど私、社会貢献基金の例ということで申し上げましたが、地域貢献基金でございますので、失礼をいたしました。

今、峰崎委員のお尋ねで、上限を決まっているのではないかという御指摘でございますが、これ、上限を決めているわけではございません。我々、あくまでも積算を行っているわけでございますので、この積算の範囲内でこの貢献は行えるだろうというような私たちは見積りを、積算を行っているわけでございます。一・八%というのは過去十年間の国債の金利の平均、それに対して二〇〇三年、これは低金利で一%を割っておりますので、こういう状況が長期に続くと私は思っておりませんが、万が一にもそういう異常な低金利になってもやっていけるようにということで、二兆円のめどを付けております。

百二十億でやれるかということでございますが、これは、これも非常に積み上げを行っております、過疎地の最前線のところで、非常にネットワーク価値が低下する懸念がもしかしたらあるかもしれないようなところをピックアップしまして、それに対して平均的にその場合に金融業務を行うときの収支差額がどれだけかと。その収支差額の分を埋めてやるということで、それで、その局数とその収支差額を掛け合わせる形でこの百二十億円を出しているわけでございますが、これは我々なりにしっかりと積算をしたつもりでございます。

**峰崎直樹君** その地域の方は、今日はちょっと時間ありませんから、しかしそんなもんじゃない、そんなもんじゃ足りないんじゃないかと私は思いますが、今日は社会貢献基金のところをちょっと皆さんに、グラフをもって、今、表を今配っていると思いますが、（資料提示）実はこの郵便の業務の中で、生田総裁非常に頑張っておられて、郵便事業も黒字になっておりました、昨年度も。

見てみると、赤字というのは、これは言わば正に赤字ですけども、何が赤字になっているかというと、第三種、第四種、そして特殊取扱いの書留速達等です。で、これだけ合わせると、赤字になっているのは三百億超えているわけです。そうすると、六百二十四億の営業利益を上げておられるけれども、これは六百二十四億じゃなくて、第三種、第四種という、あるいは特殊取扱いというものは非常に安い値段である意味では決められているから、ひょっとしたら、これ、一千億近い利益を上げていらっしゃるんじゃないかなと。そういう意味で、私は非常に郵便局も頑張っているなと思うんです。

そこで、いわゆる六十億と決めてあるわけですが、よくよく見ると、どうも第三種、第四種の対象としている、その安くする、郵便料金を下げる、そういう種目が限られてきているんじゃないか。要するに、視覚障害とかそういう障害者の人だけに何か絞られてきているんじゃないか。今までの第三種、第四種、全部これを今までのように割引するわけではありませんと、こういう実は中身になっているんじゃないんですか。これはどうなんですか。

**国務大臣（竹中平蔵君）** 今お示しの第三種、第四種の赤字の額等々、もちろん我々掌握をしているわけでございますけれども、この考え方というのは、今も実は別に基金があるわけではございません、その中で公社として全体の経営の中で、言わばユニバーサルサービスの一環としてそのような費用を負担をしていただいております。

これは、引き続きそういうトータルの経営の中で御負担をいただかなければいけないものというのがあるわけでございます。しかし、それでも経営努力等々で、例えばそのコストが、コストじゃない、収入がゼロのもの、例えば点字の印刷物等、それは実はなかなか全体として努力の改善の余地の乏しいものでございまして、そういうものに限定して基金を使うという制度設計にしているわけでございます。

その意味からいいますと、心身障害者団体が発行する定期刊行物、これは第三種郵便でございましてけれども、これで約五十億円、盲人点字、盲人用の点字、録音物、第四種郵便で約十億円、それで六十億円程度になるというふうに見越しているわけで、第三種、第四種に関しては、これは引き続き必要なものはしっかりと公社全体の御努力の中でやっていただくという考え方を取っております。

**峰崎直樹君** 矛盾しませんか。

というのは、今までは公社だからユニバーサルサービスの中で、要するに第三種、第四種も、ほかのものとの間で実はこれを均てん化していたわけでしょう。もうかる分野ともうからない分野、もうこれは政策的につくっているんですから。これは公社だからできた。民営化しても、民営化したら、当然これ、生田総裁ならずとも、私だったらそんなの民営化会社になったらとてもじゃないけど、これ、例えば教育関係の図書だとかあるいは資料だとか、そういうものの郵送費というのは上げますよ。それは上げることを阻止できないでしょう。

ということは、要するに、これを財政的な負担をすればいいですよ。要するに、これだけの金額は政策的に教育や福祉やいろんなもので使っている、これは無理を言っていると。この点については、それは当然のことながらこれは補てんしなきゃいけません。ところが、財務大臣はそれは補てんしないとやっているんですよ、もう。郵政民営化に関しては一切お金は使わないと。

そうしたら、民営化をしたら他との競争があるわけでしょう。さっき物流のことで小包だとかなんとかというのはもう、これは民間の業者は入っていくわけですよ。そうしたら、こんな、ゼロ%に料金を抑えているものは仕方ない、六十億でいいと、しかし、それ以外の第三種、第四種で政策的に賄っているものは申し訳ないけれどもこれは上げざるを得ま

せんよとなったら、これは国民に対する負担増になるんじゃないですか。

そうしたら、負担を掛けないとかいろんなことをおっしゃっているけれども、この六十億円の基金じゃ足りないんですよ。そして、こういうものは政策的に国がやろうとしているわけだから、これは新しい民営化会社にそういうものを負担させるというのは、これはどこかで何らかの対応をしないと、私はそれは民営化会社にとって大変問題が起きるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

**【国務大臣（竹中平蔵君）】** 峰崎委員の御質問は、公的な役割を、サービスをやるのは今まで公社だからできた、しかし、民営化でそれをやるというときには今御指摘のような矛盾が生じるのではないかというお尋ねであろうかと思いますが、実はその点は今も公社でこれを行っている、公的な役割を担っているわけですが、これは我々は、したがって、公的な役割を担うからこそこの郵便事業会社は特殊会社として、民営化するけれども特殊会社として国の関与が残る形でやっていこうというふうにまず考えているわけでございます。そして、今度、この特殊会社である郵便事業会社には正にユニバーサルサービス、全国一律に離島や山間についても供給、サービスをする義務を課しているわけでございますけれども、これは民間だけでも特殊会社としてそういう義務を課す。

しからは、その義務を課して公共的なことを担う部分の費用をどこから出すのかということが当然問われるわけですが、これは今までの公社の場合と基本的に同じである。今までの公社の場合もどうしていたかということ、信書等々の部分で一部実質的に独占的な利益を得るところを残しておいて、いわゆるリザーブエリアを残しておいて、そのリザーブエリアで稼げるものを利用してその公共的な役割を果たしていく。これは今までの公社においてもそうでありましたし、また今後、特殊会社になった郵政についても同じでございます。このリザーブエリアについて、我々は今回の民営化において特段それを変えることはしない、引き続きそれは引き継いでいただくということを考えているわけでございます。

ちなみに、民営化されましたヨーロッパのその郵政、郵便会社におきましても、同じような形でリザーブエリアを持って、そしてそのようなユニバーサルサービスの義務を提供し続けているというふうに承知をしております。

**【峰崎直樹君】** しかし、これは特殊会社というふうにおっしゃられたんですけども、しかし、それは郵政民営化なんでしょう。民営化ということになると、それは当然のことながら利潤原理というのが働いてきますよね。で、もちろんユニバーサルサービスを義務付けると。

そうすると、非常にさっきから厄介なのは、もう今日はもうこれ以上、時間がありませんからもう締めなさいいけないんですけども、四つの会社に分社化して持ち株会社を設けている、で、相互に今度は持ち合いをやると言っているわけですね。これもまあ私どもからすれば理解ができない。そして、今度はその採算性の問題でネットワーク網は維持できるのかといたら、維持するための基金をつくっていろいろそういうのもやらなさい

けない。あるいは、法的にもいろんな形で付けてくる。そうしたら、今までのこれ公社と今皆さん方が新しく修正案を作ってやってくるものを見ると、余り何か性格的には変わらないものができ上がってきているんじゃないかなというふうに思えてならないんです。

今日はお金の使い方の問題など、いろいろまたリスク遮断の問題など、たくさんのごことを挙げていましたけれども、最後に、あともう少し、最後になりますけれども、少し要求も含めてやりたいと思うんですけれども。

一つは、共済年金から厚生年金の移換問題というのが衆議院で審議になりました。そこで、財務大臣ですね、共済年金の、国家公務員共済の、これは正式に言えば、二〇〇四年度の再計算ベースによる国共済の給付原価と財源構成、何回、私の部屋にこれを、とにかくデータを出してくれと言っても出してくださらないんです。

これは何に必要かという、今、郵政公社の人たちが今度は国共済から厚生年金にやがて移るんでしょう、すぐではなく。僕ら、やがて移るということを知ってちょっと、やや啞然としているところもあるんですが、しかしその計算をするときにこれは是非必要なデータなんですよ、考える上に当たって。

これは、もし今、私、これ質問要求出していますから、明らかにできるんだったら明らかにできる、いや、それはなかなか計算すると厄介なんですと、我々やり取りをしても、こういうふうに財務省の役人の方はおっしゃるんです。いや、これは、出すことについては構わないんですけれども、やや時間が掛かる。時間が掛かったって出さなきゃいけないですね、これ、我々の審議に必要なんだから。

もう一つ言うのは、いや、これを出すと厚生年金と統合するときの駆け引きに何か邪魔になるとかならないとか、そんなくだらないことをおっしゃっているんで、これは是非、大臣、ひとつこれを出していく、この点についてまず確認を取りたい。

国務大臣（谷垣禎一君） 郵政公社職員の年金を厚生年金に移行する際にどのようなスキームでいくかということについては、今後、調整、関係者間で調整、検討をしていくことになるわけですが、その際、給付原価、今おっしゃった給付原価だけでなく、積立金の移換額や将来のあるいは保険料収入等様々な計数の計算が必要になってくるだろうと思いますが、必要となる計数はどのようなスキームでやっていくかということで異なってくるだろうと思います。場合によっては、給付原価の計算が必要とされないケースもあるだろうと思います。

そこで、今先生、出せという御主張でございますが、今までのところ、そういうものを作っておりません。作っておりませんので、現段階でまた一つの試算を基に議論をすること、確かにさっきおっしゃいましたように、これからどういうふうに関係者間で調整していくかという一種の駆け引きの問題も、それは私はあるんだろうと思っております。

したがって、今後、少しその辺を関係者と詰めていかなきゃならない段階でございますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

峰崎直樹君 それは、財務大臣ですね、資料を、これはね、その五年前は出しているん

ですよ。平成十一年ベースの、この同じもの出ているんです。厚生年金の方は、もう〇四年度のやつは出ているんですよ。だから、是非これ出してください。今みたいに検討しませうじゃ駄目ですよ、これ。

委員長、資料を出していただくように理事会に諮ってください。

**委員長（陣内孝雄君）** 後刻理事会で協議いたします。

**峰崎直樹君** それと、実はこれは生田総裁のところに、ひょっとしたら質問の中に入れてなかったんですけども、共済から厚生年金に移行するときに、三公社五現業の場合、昭和三十三年以前の恩給に該当する部分がずっと実は言ってみれば負担をしなきゃいけないというものなんです。NTTもようやく、このいわゆる旧恩給部分についてディスクロージャーする、あるいはそれを言ってみれば会計決算書類の中に別途添付しているんですよ。これについては、郵政公社は、もうその対応はもう取られるような準備というのはされているのでしょうか。

**参考人（生田正治君）** お答えします。

問題点のポイントはよく理解しております、今のところは毎年それは処理していつているわけなんです、一つの体系として将来どうやるかというところまで実はまだ作業いっておりませんので、これからやらせていただきたいと思います。

**峰崎直樹君** 今日は、簡保とか郵貯とか、郵便はちょっと先話をしたんですが、実は簡保をずっと調べておりました。その際に、是非お願いしたいことがあるんですが、どうも簡易保険の積立て、いわゆる標準責任準備金、責任準備金の積み方がどうも、いわゆる簡易保険とそれから民間の生保とそれから国際的な基準とどうも会計基準が違わしいんです。

そこで、お願いがあるんですが、これ、今後、我々一か月近くありますから、このいわゆる簡保の将来像を考える上に至って、民間と同じようないわゆる標準責任準備金を計算して出していただきたい。平成十五年度期首と期末、それから平成十六年度末と。

これ、やがて質問する上に当たって、簡易保険が本当に大丈夫なんだろうかと。聞くところによると、やはりバブル期直後のかなり高率の予定利率であったものが、最近の低金利で非常に逆ざやが生じているということは、これは見たら大変分かってくるわけでありまして、是非その点の資料をお願いしたいということをお願いしまして、そのことのお答えをいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

**参考人（生田正治君）** お答えします。

積立ての基準といいますか、基礎の計数とか計算方式とか民間と違いますので、多分簡保の方が手厚くなっているわけでありまして、正確に出そうとしますと相当の時間が要りますので、もし簡便法でおおよそのめどでいいということでしたら、二週間ぐらいをめどにやらせていただきたいと思います。それでよろしいかどうか。

**峰崎直樹君** 委員長、いいですか。

もう終わろうと思ったんですが、ちょっと専門家にちょっと聞いたら、約九兆円、追加

責任準備金というのを積んでいらっしゃるんですよね。これは大変、民間にはない、無税で積めるという大変有利なものなんですが。これ外資がねらっているとも言われていますから。問題は、それが分かると実は一日か二日で計算できるというふうに聞いていますので、なるべく早くお願いしたい。それを要請して、終わりたいと思います。

ありがとうございました。